

No.	ページ	質問	回答
1	153	<p>本学の課程認定を有しない学科に入学した学生が今年度3月に卒業し、本学の中高（国語）の教職課程を有する別の学科に3年次転入学する予定です。転入後には中高（国語）の免許状取得を希望しているため、現時点で他学科受講をし、国語の教科に関する専門的事項として認定を受けている科目の単位を30単位ほど修得しています。転入学後は他大学からの編転入学と同様に10条の3の単位認定を想定していましたが、教職課程事務入門【3】 p.153に10条の3は同一大学内の単位認定はできない旨の記載がありました。卒業要件単位をみたすために卒業上の単位認定は行うことになると思いますが、学生への教職履修指導としましては、転入学前に修得した単位は認定せずに使用し、編入学後に修得した不足単位と合算して免許申請するが適切でしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。転入学に際して卒業要件上は認定するものの、免許法施行規則上は認定できないため、転入前学科での学力に関する証明書と、転入後に修得した単位を記載した学力に関する証明書の合算申請になります。同一大学内ですので、1枚にまとめてもいいですが、そのあたりは大学内の事務取扱いのルールに従うことになります。すでに修得した教科に関する専門的事項に関する科目の中には卒業要件上の単位認定がされない科目もあつたりしますが、転入前学科での学力に関する証明書では証明できるので、学生への説明を丁寧にする必要があります。</p>

No.	ページ	質問	回答
2	161	<p>指定教員養成機関を卒業した編入生の単位認定について、免許法別表第1備考第5号口の適用対象には指定教員養成機関は含まれませんが、第10条の3を適用して認定することはできるのでしょうか。</p>	<p>教員免許ハンドブックに不可との回答があります。旧法下での条文のため10条の7になってますが、現行の10条の3と同じです。</p> <p>◆教員免許ハンドブック①解釈事例編・584頁</p> <p>◎指定教員養成機関で修得した単位</p> <p>Q</p> <p>① 幼二種免、小二種免のみ取得できる指定教員養成機関を卒業後、幼、小、中、高の認定課程のある大学に編入学した場合は、当該指定教員養成機関で修得した単位を、編入学後の大学が認めることができるか。</p> <p>② 指定教員養成機関で修得した単位については、施行規則第6条第1項表備考第12、13号の規定を適用することはできないのか。</p> <p>A</p> <p>① 施行規則第10条の7第1項中「…当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学に限る。）において修得した科目の単位…」とあり、課程認定大学に限っているため、この場合、指定教員養成機関で修得した単位を大学が認めることはできないと解する。</p> <p>② 適用することはできない。指定教員養成機関において修得した科目の単位は、指定された免許状の種類を取得するために修得することを要する科目の単位である。よって、指定された免許状の種類以外の免許状の種類を取得する際には使用できないと解する。</p>

上記Q&Aは「教員免許事務プロジェクト」のサイトにも掲載しています。 <https://kyoumujissenn.com/menkyo/blog/qa/>